

ピリダリルに係る食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）の設定
に対して寄せられたコメントについて

(1) 「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の一部改正（農産物に係る残留農薬基準設定）」に関する意見の募集に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成 16 年 3 月 10 日～4 月 9 日

2. 寄せられた意見数

なし

(2) WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づく通報）
に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成 16 年 3 月 5 日～5 月 14 日

2. 寄せられた意見数

なし

(案)

薬食審第 号
平成16年 月 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正

答 申 書

平成16年5月21日厚生労働省発食安第0521001号をもって厚生労働大臣から諮問されたピリダリルに係る食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）の設定については、下記のとおり答申する。

記

ピリダリルについては、別紙のとおり食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）を設定することが適当である。

(別紙)

ピリダリル

農産物名	基準値 ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
はくさい	1
キャベツ	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	5
ねぎ(リーキを含む)	5
トマト	1
ピーマン	2
なす	1
いちご	5